

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R5. 6. 22	R5. 7. 5	「令和2年度指定管理者に対する労働条件調査の結果について（通知）」					1											当該公文書は、令和2年度に作成された1年保存の文書であり、令和4年6月に廃棄済みのため存在しない。	建設局 公園緑地部 管理課
8	R5. 6. 22	R5. 7. 5	総務局・建設局・港湾局所管で、指定管理者たる企業・団体等に対し、その雇用する従業員との雇用契約、労働条件等に係る指示等を行ったこと及びその内容が分かる文書等（通知文、連絡文、起案、議事録、関係電子メール、関係担当者メモ等）の全て。指示等の例：時間外勤務認定（始業前の着替え、業務準備、終業後の着替え、等）、契約期間及び更新の考え方、等に関する指示等。のうち建設局道路管理部所管分					1											開示請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路管理部 管理課
9	R5. 6. 22	R5. 7. 5	総務局・建設局・港湾局所管で、（1）指定管理者たる企業・団体等からの、従業員との雇用契約や勤怠管理、労働条件など労働法令遵守に係る照会又は相談等及び内容が分かる文書等（通知文、連絡文、起案、議事録、関係電子メール、関係担当者メモ等）の全て、及び（2）上記照会・相談等への回答内容が分かる文書等（通知文、連絡文、起案、打合せ議事録、関係電子メール、関係担当者メモ等）の全て。のうち建設局道路管理部所管分					1											開示請求に係る公文書については、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	建設局 道路管理部 管理課
10	R5. 5. 9	R5. 7. 5	（1）設計委託契約書 （令和3年9月10日付 道路構造物 予備設計（3街-国立3・3・15外1 路線）） （2）設計委託契約書 （令和3年11月26日付 道路構造物 予備設計その2（3街-国立3・3・ 15外1路線）） （3）設計委託契約書 （令和4年7月22日付 道路予備補 足設計（4街-国立3・4・5外1路 線））	※	1															建設局 北多摩北部建設事務所 工事第一課

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
11	R5.5.9	R5.7.5	<p>(1) 道路構造物予備設計 (3街-国立3・3・15外1路線) 設計報告書(令和4年8月 東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成)</p> <p>(2) 道路構造物予備設計その2 (3街-国立3・3・15外1路線) 設計報告書(令和4年4月 東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成)</p> <p>(3) 道路予備補足設計 (4街-国立3・4・5外1路線) 設計報告書(令和5年4月 東京都北多摩北部建設事務所、〇〇作成)</p>	※		1												<p>(第7条第5号及び第6号) 不開示部分は、都の内部における検討に関する情報であって、路線の幅員・構造・工法等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 また、これら混乱により、都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	建設局 北多摩北部建設事務所 工事第一課
12	R5.5.10	R5.7.7	・日比谷公園再生整備基本設計設計説明書	※		1					1		1					<p>(第7条第2号) 顔写真は特定の個人を識別することができる情報であるため。</p> <p>(第7条第6号) 公にしないとの条件で任意に提供された既設引込配線図であり、開示した場合、提供元との信頼関係が失われ、都の事業に協力が得られなくなるなど、今後の都の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(第7条第4号) 防犯カメラ設置位置、撮影範囲目安及び設置追加箇所の具体的位置は公にすることにより犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>	建設局 公園緑地部 計画課
13	R5.6.26	R5.7.7	等々力大橋(仮称)下部工事(その5)に係る工事設計書一式のうち、工事設計書、等々力橋ケーソン基礎数量計算書(P2橋脚)、工事工程表、工期算出根拠、設計質問回答、登録単価表、特別調査結果、見積決定書	※		1						1						<p>(第7条第3号) 会社の経営上の情報であり、これらを開示した場合にはほかの会社に経営上の情報が知られることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。</p> <p>(第7条第6号) 今後当局が行う同種の見積において、見積会社の愚感により見積価格の高止まりを招くなど、今後の適正な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。</p> <p>(第7条第6号) これらの情報は、都が行う公にしている見積精査の過程であり、開示することにより、今後の適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。</p>	建設局 道路建設部 道路橋梁課

令和5年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
14	R5. 7. 10	R5. 7. 12	道路災害防除工事（27西の21）しゅん功図 平面図（1/29）、標準断面図（2/29）、鉄筋挿入工一般図（15/29）、厚ネット工構造図（19/29）、（参考図）仮設平面図（参2/参10）	※	1														建設局 西多摩建設事務所 補修課
15	R5. 7. 6	R5. 7. 14	土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調査） 201034-K077、201034-K078、201034-K079、201034-K080、201034-K081、201034-K083 （個人情報を除く）	※	1														建設局 南多摩西部建設事務所 工事課
16	R5. 5. 15	R5. 7. 14	補助線街路第143号線（葛飾区柴又七丁目地内から同区柴又四丁目地内まで）の事業概要・測量説明会（平成30年2月6日）を実施するまでに、どのように物事が決まり、通知や依頼が実施されて進んだか、日付が分かる文書					1											建設局 道路建設部 計画課
17	R5. 5. 15	R5. 7. 14	補助線街路第143号線（葛飾区柴又七丁目地内から同区柴又四丁目地内まで）の事業概要・測量説明会（平成30年2月6日）より前の時点において、説明会や事業認可の時期等、今後の段取りを決定した際の文書					1											建設局 道路建設部 計画課
18	R5. 7. 6	R5. 7. 20	道路占用許可書（平成31年3月29日付30四建管他第841号） 道路占用許可書（平成31年3月29日付30四建管他第842号） 道路占用許可書（令和3年1月8日付2四建管他第1027号） に関する公文書のうち、「西武車庫前」、「富士街道」、「長久保」各停留所に係る、起案、許可書、許可条件、申請書、停留所一覧、平面図、標識柱図	34	1						1		1						建設局 第四建設事務所 管理課
19	R5. 5. 29	R5. 7. 21	羽村大橋（上流橋）橋梁予備設計報告書（令和2年2月〇〇作成）のうち、要約版、設計概要書、概略設計計算書、検討書、関係機関協議資料、現地踏査報告書、照査報告書、業務計画書、打合せ協議簿	※	1								1	1					建設局 西多摩建設事務所 工事第一課

